

お金の心配なく学び続けたい学生のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタート!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

授業料・入学金の
免除/減額 + 給付型奨学金の
支給

申請期間 2020年4月以降

詳細は3月頃公式HP、掲示板等でお知らせします!

- 2019年度に申し込めなかった人でも4月以降に申し込めます!
- 収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。
(世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決定 ※ 学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。)
- 特に、以下のような人も、支援対象となり得るので、制度について調べてみましょう!
 - ・貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人 ⇒ 新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります
 - ・今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人 ⇒ 支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう

くわしい情報はこちら

文部科学省 特設HP



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は,
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

進学資金シミュレーターの概要

高等教育機関への進学を考えている生徒及びその保護者が、進学に当たっての資金計画を立てる際に、ウェブサイト上で自身の世帯の家計に関する情報等を入力することにより、①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツールを日本学生支援機構から提供。(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

● 進学資金シミュレーターのイメージ（「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」の場合）



トップ画面



選択画面

利用したいシミュレーションを選択する。



入力画面

収入額等に関する情報を入力する。



結果表示画面

支援される金額等が表示される。

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション（生徒・学生の方向け）

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報を入力することによって、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかが示される。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）

生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報を入力することによって、支給の可否やその条件に応じた支給月額が示される。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報を入力することにより、貸与を受けることができる奨学金の種類（無利子奨学金か、有利子奨学金か）と貸与月額が示される。

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

〔参考〕奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与型奨学金（有利子奨学金・無利子奨学金）について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算することができる。

新たな修学支援の法律の成立に伴い2019年5月から公開

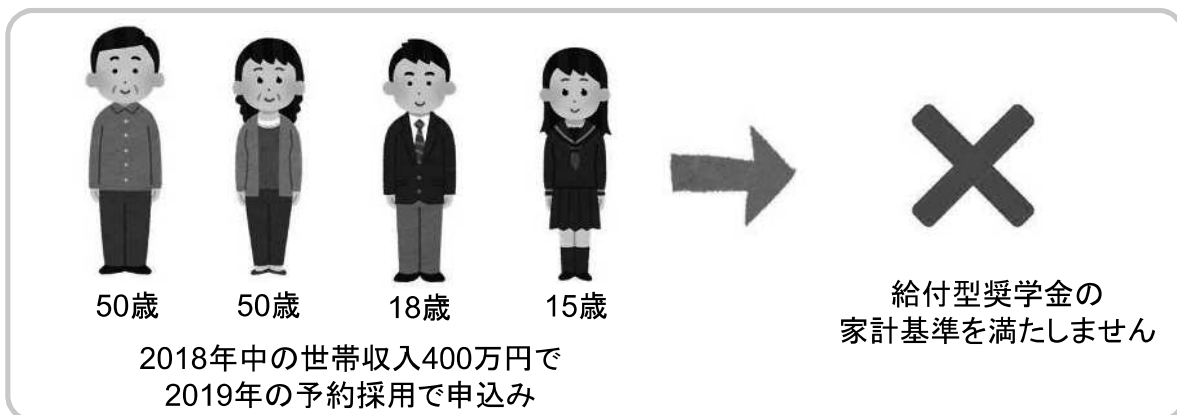
給付型奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

Q 日本学生支援機構に給付型奨学金の申込みをしましたが、認定を受けることができませんでした（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、また申し込むことができます。

毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、4月に申し込んで不採用だった人でも、その年の秋に申し込めば採用される可能性があります。ただし、2020年4月の申込みでは2018年の所得に基づく住民税情報、2020年秋の申込みでは2019年の所得に基づく住民税情報により判定されます。（対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。）

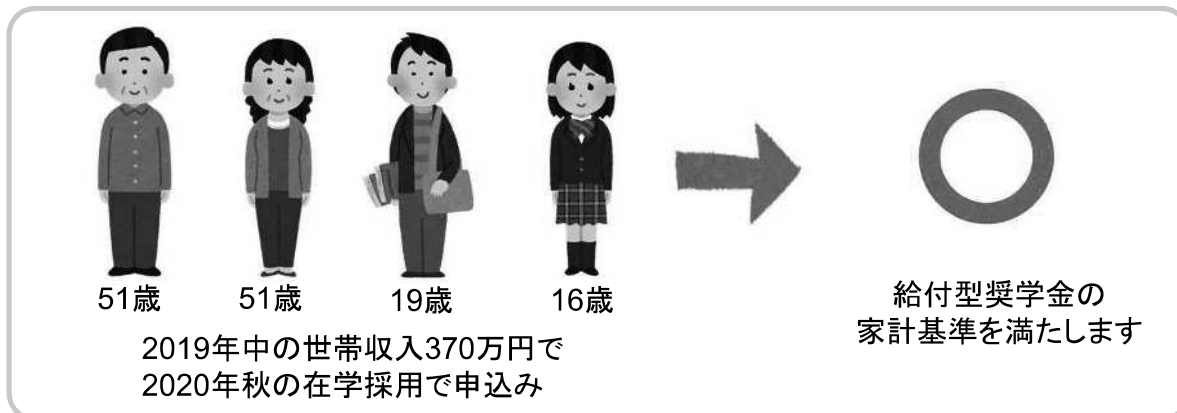
例えば・・・



50歳 50歳 18歳 15歳

2018年中の世帯収入400万円で
2019年の予約採用で申込み

給付型奨学金の
家計基準を満たしません



51歳 51歳 19歳 16歳

2019年中の世帯収入370万円で
2020年秋の在学採用で申込み

給付型奨学金の
家計基準を満たします

次の年に状況が
変わってれば・・・



（住民税情報は
2020年6月頃に更新）



これは、給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報（収入の情報）が前年のものであり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。

状況が変化していたら、次の年の秋に申し込めば対象になるかもしれません。

詳しい基準は
「進学資金シミュレーター」
で確認してみましょう！



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。

新制度より今のままの方がいいと思っている方へ・・・調べてみましょう！

Q 現在、在学中で既に日本学生支援機構から支援を受け、生活費に充てています。修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）の認定を受けると、無利子奨学金（第一種）は併給調整（※）により減額されてしまい、生活に充てるお金が少なくなってしまうのではないかと心配しています。

A 新制度は、**授業料等の減免と給付型奨学金をセット**で受けることにより、今までより充実した支援を受けることができます。また、併給調整により今までのように無利子奨学金が借りられなくなったとしても、**有利子奨学金（第二種）**を利用することはできます。
文部科学省や日本学生支援機構のホームページ等で調べてみて、対象者としての要件を満たしそうであれば、ぜひ、申し込んでみましょう！

（※）併給調整・・・新制度の実施に伴い、中間所得層との支援バランスの観点から、支援措置の対象者については無利子奨学金の額を調整

● 受けることができる1年間の支援額の例（私立大の2年次以降に在学し満額の支援を受ける場合 新制度支援年額：自宅 約116万円、自宅外 約161万円）

【新制度を利用した例①】修学支援新制度（給付型奨学金・授業料減免）と有利子奨学金の最高月額支援を受ける場合

	給付型奨学金		授業料減免	無利子奨学金（第一種）		有利子奨学金（第二種）		支援額全体 （年間） B+C+E+G	【参考】口座に振り込まれる金額 B+E+G
	支給月額 (A)	支給額（年間） A×12月＝(B)	減免上限額 (C)	貸与月額 (D)	貸与額（年間） D×12月＝(E)	貸与月額 (F)	貸与額（年間） F×12月＝(G)		
自宅	38,300	459,600	700,000	—	—	120,000	1,440,000	2,599,600	1,899,600
自宅外	75,800	909,600	700,000	—	—	120,000	1,440,000	3,049,600	2,349,600

【参考】有利子奨学金（第二種）

- ・貸与月額は、2～12万円まで、1万円単位で選べます。
- ・貸与利率は利率固定方式の場合
・・・**0.14%**（2019.3貸与終了者）

【新制度を利用した例②】新制度に切り替えた上で、以下の新制度を利用しない例②と同額以上の生活費（口座に振り込まれる金額）を確保しようとする場合

自宅	38,300	459,600	700,000	—	—	50,000	600,000	1,639,600	1,059,600
自宅外	75,800	909,600	700,000	—	—	30,000	360,000	1,969,600	1,269,600

実際には、卒業後の返還の負担等を考えて、現行の給付型奨学金と無利子奨学金（第一種）の2種類の支援を受けている方も多いと思います。その中には、新制度に切り替えると無利子奨学金（第一種）を受けられなくなる場合もあるため、申込みを避けている方もいるかもしれません。そのような方も、有利子奨学金（第二種）を上手に利用しながら**新制度を利用すれば、口座に振り込まれる奨学金の金額を少なくすることなく、より充実した支援を受けることができます。**

新制度を利用しない例① 現行の給付型奨学金を受け続け、貸与型奨学金（無利子・有利子）の最高月額と併せて支援を受ける場合

自宅	30,000	360,000	—	54,000	648,000	120,000	1,440,000	2,448,000	2,448,000
自宅外	40,000	480,000	—	64,000	768,000	120,000	1,440,000	2,688,000	2,688,000

新制度に切り替えなければ、両方の貸与型奨学金が受けられますが、【新制度を利用した例①】と比べると、支援額全体は少なく、また、卒業後に返還すべき金額も多くなります。

新制度を利用しない例② 現行の給付型奨学金を受け続け、無利子奨学金の最高月額のみを併せて受ける場合

自宅	30,000	360,000	—	54,000	648,000	—	—	1,008,000	1,008,000
自宅外	40,000	480,000	—	64,000	768,000	—	—	1,248,000	1,248,000

新制度に切り替えなければ、無利子奨学金が受けられますが、新制度を利用した例と比べると、支援額全体は少なくなります。

新制度を利用しない例③ 貸与型奨学金（有利子・無利子）の最高月額のみ支援を受ける場合

自宅	—	—	—	54,000	648,000	120,000	1,440,000	2,088,000	2,088,000
自宅外	—	—	—	64,000	768,000	120,000	1,440,000	2,208,000	2,208,000

通学区分が「自宅」である場合には、口座に振り込まれる奨学金の金額は新制度を利用しない例の方が大きくなりますが、支援額全体では新制度を利用した例①の方が大きくなり、また、卒後に返還すべき金額も多くなります。

Q 世帯収入や資産、学修意欲等の要件を満たせば支援の対象になるのですか。

A. 学修意欲等の他にも、高等学校等を卒業してから大学等に入学するまでの期間等についての要件がありますので、JASSOのホームページや学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

Q 新しい給付型奨学金とあわせて、貸与型奨学金を借りることはできますか。

A. 新制度は、授業料等の減免と給付型奨学金をセットで受けることで今までより支援が充実しますので、第一種奨学金(無利子)を利用している場合は、新制度の支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅲ区分)に応じて、貸与を受けられる金額が制限されます。
第二種奨学金(有利子)は、希望する額を利用することができますので、第一種奨学金が制限されたために更に奨学金が必要な場合は、新制度の申込みとあわせて、第二種奨学金を新たに申込みすることも可能です。

Q 申込みを行う際に、準備しておくことにはどのようなことがありますか？

A. 申込みの際には本人及び生計を維持している人(原則父母)のマイナンバーの提出が必要になります。マイナンバーカードを持っていない人は通知カードがあるか確認しておきましょう。

information

i くわしい情報はこちら

まずは、文部科学省の特設サイト「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。



<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

奨学金に関するより詳しい情報は、こちらからもご覧いただけます。



「奨学金の制度(給付型)」
日本学生支援機構 奨学金ホームページ
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

i 支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金の貸与型、給付型、返還に関する相談を受け付けています。

日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話：0570-666-301(月～金、9時～20時)
※ 土日祝日、年末年始を除く ※ 通話料がかかります。

お電話の前に、まずは、特設サイト「高等教育の修学支援新制度」をご覧ください。

奨学金の申込手続きは在学中の学校で行います。

- ・手続きのスケジュールや個別の提出書類は、在学中の学校に相談してください。
- ・マイナンバー提出については「マイナンバー提出に関する専用コールセンター」(申込関係書類の封筒の中に入ってます)に相談してください。



学びたい気持ちを
応援します

経済的に困難な学生を支援する/
新しい制度をチェックしよう!

注目!

2020年4月から新制度がスタート!

[対象] 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

授業料・入学金の
免除/減額



給付型奨学金の
支給

申請期間

2020年4月～5月

Ⓜ 学校ごとに締切日が異なるので確認を。

[対象となる学校] 大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校



ポイントは次頁へ▶▶



新しい修学支援制度が始まります！

経済的な理由で学び続けることをあきらめずにすむよう、授業料等の減免と給付型奨学金により、意欲のある学生のみなさんの「学び」を支えます。大学等に在学中の人も、条件を満たせば支援を受けられるので、確認してみましょう。

▶ 以前からJASSOの給付型奨学金を受けている人へ

新制度に切り替えることができるので、条件や手続きを調べてみましょう

▶ 貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人へ

新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります

▶ 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人へ

支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう

主なスケジュール

2020年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおり

2020年 ～4月	準備	学生	文部科学省やJASSOのサイトで、制度の詳細や自分が対象になりそうかを確認し、学校から申込書類をもらいましょう。
4月 ～5月	給付型奨学金 申込み	学生	学校に必要書類を提出し、インターネットで申し込みます。また、マイナンバーをJASSOに提出します。 ① 申込期間は学校により異なりますので、在学中の学校に確認してください。
(申込後)	推薦	学校	学業成績・学修意欲などを確認のうえ、JASSOに推薦します。
7月頃	支援開始	JASSO	選考結果を通知したうえで対象者に4月分から支援を行います。
等減免	申込み 減免	学生 学校	申込みのスケジュールや書類は学校により異なります。在学中の学校に確認してみましょう。

Point 1 どんな学生が対象になるの？

対象者
増

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。大学等ごとの人数制限（推薦枠）はありません。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯



学ぶ意欲がある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

基準を満たす世帯年収は、家族構成により異なります。

しっかり勉強しなかった場合には、支援が打ち切られます。

① この他にも要件があります。詳しくはJASSOや文部科学省のホームページや、学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

Point 2 給付型奨学金の支給額は？

支給額
増

住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合は、下記の額が支給されます。
（住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の場合は、Point④へ）

給付型奨学金の支給月額

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	29,200円 (33,300円)	66,700円
	私立	38,300円 (42,500円)	75,800円
高等専門学校	国公立	17,500円 (25,800円)	34,200円
	私立	26,700円 (35,000円)	43,300円

① 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。



Point 3 授業料・入学金のサポートは？

支援内容
新

新しい給付型奨学金の対象者は、大学等へ申し込むことで、最大で年間約70万円の授業料の免除・減額を受けることができます。（住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の場合は、Point④へ）

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

① 「入学金」の免除・減額を受けられるのは、入学月から支援対象となった学生です。夜間部や通信教育課程の場合は、これとは別の額になります。



Point 4 世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例 4人家族〈本人(19～22歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・高校生〉で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)

支援の区分は世帯構成や年収などで異なります	上限額	上限額の2/3	上限額の1/3
	給付型奨学金 約91万円	約61万円	約30万円
	授業料減免 約70万円	約47万円	約23万円
年収の目安	～300万円 住民税非課税世帯 〈第Ⅰ区分〉	～400万円 〈第Ⅱ区分〉	～460万円 〈第Ⅲ区分〉

① 毎年6月に更新される所得(住民税)情報で区分が判定されるので、例えば高校生のときに申し込んで対象外だった場合も、進学後(秋以降)に申し込んで支援対象となる可能性があります。

進学資金
シミュレーター



自分が支援の対象になるか調べてみよう。

自分の在学している学校が制度の対象になっているか、確認してみましょう！
⇒ 対象校の一覧

